

阿見町議会会議録

令和3年第1回定例会

(令和3年3月2日～3月19日)

阿見町議会

令和3年第1回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	19
◎会期日程	20
◎第1号(3月2日)	23
○出席, 欠席議員	23
○出席説明員及び会議書記	23
○議事日程第1号	25
○開 会	27
・会議録署名議員の指名	27
・会期の決定	27
・諸般の報告	28
・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙	29
・議案第3号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	29
・議案第4号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	31
・議案第5号から議案第12号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	32
・議案第13号から議案第18号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	39
・議案第19号から議案第24号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	42
・議案第25号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	59
・議案第26号から議案第27号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	60
・議案第28号から議案第29号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	62
・議案第30号から議案第35号(上程, 説明, 採決)	63
○散 会	64
◎第2号(3月3日)	65
○出席, 欠席議員	65
○出席説明員及び会議書記	65
○議事日程第2号	67
○一般質問通告事項一覧	68
○開 議	69
・一般質問	69
樋口 達哉	69

難波 千香子	85
久保谷 実	104
海野 隆	117
飯野 良治	134
○散 会	146
◎第3号(3月4日)	147
○出席, 欠席議員	147
○出席説明員及び会議書記	147
○議事日程第3号	149
○一般質問通告事項一覧	150
○開 議	151
・一般質問	151
紙井 和美	151
永井 義一	164
落合 剛	180
川畑 秀慈	184
栗原 宜行	201
・休会の件	215
○散 会	215
◎第4号(3月19日)	217
○出席, 欠席議員	217
○出席説明員及び会議書記	217
○議事日程第4号	219
○開 議	221
・議案第4号(委員長報告, 討論, 採決)	221
・議案第5号から議案第12号(委員長報告, 討論, 採決)	222
・議案第13号から議案第18号(委員長報告, 討論, 採決)	227
・議案第19号から議案第24号(委員長報告, 討論, 採決)	232
・議案第25号(委員長報告, 討論, 採決)	242
・議案第26号から議案第27号(委員長報告, 討論, 採決)	243

・議案第28号から議案第29号（委員長報告，討論，採決）	244
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務 調査	246
○閉 会	246

第 1 回 定例会

阿見町告示第23号

令和3年第1回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月18日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 令和3年3月2日
- 2 場 所 阿見町議会議場

令和3年第1回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第1日	3月2日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	3月3日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第3日	3月4日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第4日	3月5日	(金)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第5日	3月6日	(土)	休 会		・議案調査
第6日	3月7日	(日)	休 会		・議案調査
第7日	3月8日	(月)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第8日	3月9日	(火)	午前10時	委員会	・予算特別委員会（総務所管分）
第9日	3月10日	(水)	午前10時	委員会	・予算特別委員会（民生教育所管分）
第10日	3月11日	(木)	休 会		・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	3月12日	(金)	午前10時	委員会	・ 予算特別委員会 (産業建設所管分)
第12日	3月13日	(土)	休	会	・ 議案調査
第13日	3月14日	(日)	休	会	・ 議案調査
第14日	3月15日	(月)	休	会	・ 議案調査
第15日	3月16日	(火)	休	会	・ 議案調査
第16日	3月17日	(水)	休	会	・ 議案調査
第17日	3月18日	(木)	休	会	・ 議案調査
第18日	3月19日	(金)	午前10時	本会議	・ 委員長報告 ・ 討論 ・ 採決 ・ 閉会

第 1 号

[3 月 2 日]

令和3年第1回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和3年3月2日（第1日）

○出席議員

1番	久保谷	充	君
2番	落合	剛	君
3番	栗田	敏昌	君
4番	石引	大介	君
5番	高野	好央	君
6番	樋口	達哉	君
7番	栗原	宜行	君
8番	飯野	良治	君
9番	野口	雅弘	君
10番	永井	義一	君
11番	海野	隆	君
12番	平岡	博	君
13番	川畑	秀慈	君
14番	難波	千香子	君
15番	紙井	和美	君
16番	柴原	成一	君
17番	久保谷	実	君
18番	吉田	憲市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁	君		
副町	長	坪田	匡弘	君		
教	育	長	湯原	正人	君	
町	長	公室	長	小口	勝美	君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
人事課長	青山広美君
管財課長	飯村弘一君
防災危機管理課長	白石幸也君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	戸井厚君
国保年金課長	武井浩君
都市計画課長	林田克己君
道路課長	浅野修治君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	小林俊英君
生涯学習課長兼 中央公民館長	煙川栄君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和3年第1回阿見町議会定例会

議事日程第1号

令和3年3月2日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について
- 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）
- 日程第6 議案第4号 阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 阿見町介護保険条例の一部改正について
- 議案第7号 阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について
- 議案第8号 阿見町立公民館条例の一部改正について
- 議案第9号 阿見町コミュニティセンター条例の一部改正について
- 議案第10号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 阿見町青少年問題協議会条例の廃止について
- 日程第8 議案第13号 令和2年度阿見町一般会計補正予算（第9号）
- 議案第14号 令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 議案第15号 令和2年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第16号 令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 議案第17号 令和2年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 令和2年度阿見町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第19号 令和3年度阿見町一般会計予算

	議案第20号	令和3年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第21号	令和3年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第22号	令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第23号	令和3年度阿見町水道事業会計予算
	議案第24号	令和3年度阿見町下水道事業会計予算
日程第10	議案第25号	財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）
日程第11	議案第26号	土地の処分について
	議案第27号	土地の処分について
日程第12	議案第28号	町道路線の廃止について
	議案第29号	町道路線の認定について
日程第13	議案第30号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
	議案第31号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
	議案第32号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
	議案第33号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
	議案第34号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
	議案第35号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

午前10時00分開会

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和3年第1回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷充君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

9番 野口雅弘君

10番 永井義一君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る2月22日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、会期の決定についてを御報告申し上げます。

令和3年第1回定例会につきましては、去る2月22日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から3月19日までの18日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、3月3日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

3日目、3月4日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

4日目、3月5日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査となります。

7日目、3月8日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8日目、3月9日は委員会で、午前10時から予算特別委員会、総務所管分。

9日目、3月10日は委員会で、午前10時から予算特別委員会、民生教育所管分。

10日目、3月11日は休会で議案調査。

11日目、3月12日は委員会で、午前10時から予算特別委員会、産業建設所管分。

12日目から17日目までは休会で議案調査。

18日目、3月19日は最終日となりますが、午前10時から本会議で、委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願いいたします。御報告を申し上げます。

○議長（久保谷充君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から3月19日までの18日間としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの18日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（久保谷充君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第3号から議案第35号、以上33件であります。

次に、監査委員から令和3年1月分に関する例月出納検査の結果についての報告がありましたので報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和2年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、3月1日付で町長か

ら報告がありました。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第4，茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙を行います。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、久保谷充君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました久保谷充君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいま当選されました久保谷充君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第5，議案第3号，専決処分の承認を求めることについて（新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん，おはようございます。本日は，令和3年第1回定例会を招集しましたところ，議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして，ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

議案第3号の専決処分の承認を求めることについて（新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について），提案理由を申し上げます。

本案は，新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い，阿見町国民健康保険条例，阿見町国民健康保険税条例及び阿見町介護保険条例について，所要の改正を行うものであります。

その内容としましては，新型インフルエンザ等対策特別措置法を引用して定義されていた新型コロナウイルス感染症の定義を改正するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，御承認いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 今回の専決処分は，定義内容を改正するというところでされているようですが，中身を見ると，これ何ページかな，4ページかな，新型コロナウイルス感染症，中段ぐらいにですね，括弧して，病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス，令和2年1月にと。その下にですね，中華人民共和国から世界保健機関に対して云々と書いてあるんですけども，これ今，変異株が非常に問題になっているんだと思うんですよ。そうすると，変異株についても，いわゆる中華人民共和国から云々というもの，つまり中華人民共和国から全てこれは発生したもの，そこから発したものだということかな，報告されたもの，これの一部だということでもいいんですか。ちょっと確認したいと思います。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） お答えいたします。

今般の改正によりまして，新型コロナウイルス感染症につきましての法律条文というものが全て削除されまして，新たに感染症予防法のほうに定義されたものでございます。ただ，その予防法に定義されたものについては，今後も起こり得るもの全てを網羅しているものであります。

して、今般の改正しているものは、そもそも中華人民共和国において発生したものを想定しているものでございます。現在の、質問にありました変異株につきましても、もともとの由来はそこにありますので、継続してそれに対応するものだと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はございませんか。

13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ここに、今、海野議員が言いましたが、第2条の棒線の後に、感染したときまたは発熱等の症状がてあります。この感染の定義とは何ですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） お答えします。

感染したという名義だと医療的な定義になるかと思いますが、通常ウイルスは体内に入りまして活動を始め、免疫活動のほうが発動された時点を言うものと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号については、原案どおり承認することに決しました。

議案第4号 阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第6、議案第4号、阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第4号の阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、公職選挙法の一部改正に伴い、町村の議会議員及び長の選挙において立候補者が選挙運動に要する費用のうち、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に係る費用を公費により負担することが可能となったため、それぞれの費用について、その契約、上限額、支払い手続等について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案4号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では付託案件を審査の上、来る3月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第5号 阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

議案第6号 阿見町介護保険条例の一部改正について

- 議案第 7 号 阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 8 号 阿見町立公民館条例の一部改正について
- 議案第 9 号 阿見町コミュニティセンター条例の一部改正について
- 議案第 10 号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第 11 号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 12 号 阿見町青少年問題協議会条例の廃止について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第 7、議案第 5 号、阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、議案第 6 号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第 7 号、阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について、議案第 8 号、阿見町立公民館条例の一部改正について、議案第 9 号、阿見町コミュニティセンター条例の一部改正について、議案第 10 号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第 11 号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第 12 号、阿見町青少年問題協議会条例の廃止について、以上 8 件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第 5 号から議案第 12 号までの条例の一部改正及び廃止について提案理由を申し上げます。

議案第 5 号の阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、阿見町消防団において、令和 3 年度より機能別分団として役場消防部を編成することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 6 号の阿見町介護保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく阿見町長寿福祉計画、第 8 期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率について、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号の阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、道路構造令の一部改正に伴い、自動運転の実用化に対応するために、道路の付属物として新たに自動運行補助施設を追加する等所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号の阿見町立公民館条例の一部改正について申し上げます。

本案は、公民館の陶芸室及び陶芸窯の使用料金について料金を徴取する根拠を明示する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第9号の阿見町コミュニティセンター条例の一部改正について申し上げます。

本案は、ふれあいセンターの陶芸窯の使用料金について、料金を徴取する根拠を明示する必要があること、及び令和3年4月に吉原交流センターが開館することに伴い、その名称や住所、使用料金を定める必要があることから所要の改正を行うものであります。

議案第10号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

阿見町道の駅整備事業検証委員会につきましては、道の駅整備事業の検証が完了し、その役割を終了したため廃止するものであります。阿見町青少年問題協議会及び阿見町青少年相談員連絡協議会につきましては、青少年行政の事業見直しに伴い、廃止するものであります。

議案第11号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

青少年問題協議会委員につきましては、阿見町青少年問題協議会の廃止に伴い、当該委員の項を削除するものであります。安全衛生管理産業医につきましては、近隣自治体との報酬格差及び産業医業務における面接指導の増加に伴い、加算報酬を追加するものであります。道の駅整備事業検証委員会委員につきましては、道の駅整備事業検証委員会の廃止に伴い、当該委員の項を削除するものであります。

議案第12号の阿見町青少年問題協議会条例の廃止について申し上げます。

本案は、地方青少年問題協議会法の一部改正及び時代とともに変化する青少年問題に対応するため、当該事業を見直し、新たに青少年育成阿見町民会議を設置し取り組む方針であることから、条例を廃止するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案8件については委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 陶芸窯の話なんですけれども、議案何号だっけ、8号か。これはつまり、今まで明確な規定のないままに料金を徴取していたということになりますか。

○議長（久保谷充君） 教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君） これまでは、公民館の陶芸窯の利用基準というのがございまして、その基準に基づいて料金が徴収されてきたものでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） それは中央公民館とかすみ公民館でも新たに多分陶芸窯ができて、あれかな、基準を、基準だっけ、徴収基準か、を設ける必要ができて、基準でやっていたと。

しかし、この公民館条例の中の料金について書いていなかったの、やるということなんですけど、通常のアレですか、こういう公民館とか、その他のコミュニティセンターとかいろいろあると思うんですけども、そういうところで利用料金を徴収する場合に、そういった料金の基準とかという形で今までやっていたんですけども、それを今度新たに条例の中に入れ込むということなんですけども、これは通常そういうふうに行われているということで問題はなかったんですか。

○議長（久保谷充君） 教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君） お答えさせていただきます。

これまでは、利用基準ということで徴収をさせていただいておりましたが、本来であれば、条例のほうに明記して徴収するというのが本来でございますので、そのように改めさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はございませんか。

7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 議案第5号のほうでちょっとお伺いいたします。全協でも御説明いただきましたけれども、消火活動に支障が生じているということでしたけれども、支障が生じていることを示す具体的な数値はありますか。

○議長（久保谷充君） 防災危機管理課長白石幸也君。

○防災危機管理課長（白石幸也君） お答えします。

消火活動における具体的な到着時間のデータはございませんので、出動回数等について御説明いたします。1件当たりの火災時の出動車両と人数につきましては、令和元年度におきまして消防団が2.2個分団、人数が18.2人、令和2年につきましては1.8個分団、人数が14.8人となっております。令和元年と2年を比較しまして、1件当たり0.4個分団、人数が3.4人の減となっております。出動した分団や人数が、僅かではありますが減少していることは分かります。

今回ですね、役場消防部を立ち上げることによりまして、現場に直行する時間を短縮することで消防署や消防団の活動を補完して、少しでも災害時の一助になればと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。ほかにですね、稲広さんの市町村であるとかですね、県内の市町村の中で、今回、役場消防部のような部分を設置する市町村はほかにありますか。

○議長（久保谷充君） 防災危機管理課長白石幸也君。

○防災危機管理課長（白石幸也君） お答えします。

稲敷広域消防本部管轄内で役所の消防隊を組織しているところが龍ヶ崎市、それから牛久市、それから稲敷市が編成してございます。その他、茨城県内では北茨城市と鉾田市が近年組織化をしている状況でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 最後ですけれども、全協のところですね、活動の内容のところ、行方不明の捜索というのを書いてあったんですけど、今回は説明の議案の中に入れておりませんけれども、この行方不明の捜索も活動内容に含めるということですか。それとも、議案どおりそれは含めずに、通常の消火災害についてのみという形になるのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 防災危機管理課長白石幸也君。

○防災危機管理課長（白石幸也君） お答えします。

行方不明者の捜索という業務につきましても、今回の役場消防部の部分ですね、も、消防団員という扱いでございますので、基本団員と同じように消火活動並びに行方不明者の捜索も活動任務として捉えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はございませんか。

16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 9号ですね、ふれあいセンター、交流センター、公民館という呼び方があります。コミュニティセンター、この違いはどういうふうに定義していますか。それとも、国の省庁関係に指導、その呼び方についての規定とかありますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君） お答えさせていただきます。

今回4月からオープンいたします吉原交流センターにつきましては、地域の皆様のほうの検討委員会の中でですね、こういう名称をとということでこのような名称にさせていただいております。

そういった経緯がございまして、公民館のほうは社会教育法に基づく施設と、コミュニティセンターにつきましては地方自治法に基づく施設というような法的には位置づけで分かれてございます。名称につきましては、開設時にそのタイミングでそれぞれ名称をつけさせていただいております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 今、地方自治法と、もう一つありましたね。ただ、使い方の定義というのはありますか。ふれあいセンター、交流センター、コミュニティセンター、公民館という中の、その使い方の違いというのは、定義とかありますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君） お答えさせていただきます。

それぞれにございまして、まず、社会教育法に基づく施設ということで、まず、阿見町公民館条例において公民館については使用の規則を定めてございます。地方自治法に基づく施設としましては、阿見町コミュニティセンター条例の中で使用基準等を定めて運用してございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はございませんか。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 青少年問題協議会条例の廃止かな。これ12号ね。これなんですけれど、これ法律に基づいて、多分最初必置義務で、その後各市町村に任されて、今回廃止するということなんですけれども、青少年問題協議会を廃止してだよ、それでその青少年育成町民会議でやるということのようなんですけども、これ代替できるんですか、これで。

○議長（久保谷充君） 教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君） お答えさせていただきます。

これまでの経過につきましては御説明したとおりでございますけれども、24年まで阿見町青少年問題協議会、そして、阿見町青少年育成町民会議というのが存在してございました。それを、一連の流れの中で、県の動きとしまして、新たに青少年育成町民会議のほうに集約をして実施するというような流れでございます。阿見町におきまして、改めて青少年育成に関する問題についてですね、青少年育成町民会議を立ち上げまして、そこで支援をしていくというような方向に整理したものでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） さっき少し述べましたけれども、2014年の地方分権一括法案で改正が

あって、ごめんなさい、地方青少年問題協議会法ね、法律ね。で、主な改正は、委員の資格要件を廃止したと、従来会長は町長と、委員は議会等々から出すと。ただ、阿見町では改正にのらなかったっていうのかな、改正しないまま、そのまま従来のやり方で現行はきていると思うんですよ。

何かそうやって見てみると、少し、この青少年問題協議会というものを活性化するための手だてをとらないまま、とらないままに廃止してしまうと、こういうように見えるんですけども、いわゆる2014年の地方分権一括法案の改正以降の、阿見町における、いわゆる青少年問題協議会、これの在り方というのはどんな状況になっていたのか教えてください。

○議長（久保谷充君） 生涯学習課長煙川栄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（煙川栄君） お答えいたします。

青少年問題協議会につきましては、毎年度1回の開催をしております。その中で、前年度の事業報告、それと当年度の事業計画及びその当年度における青少年育成に関する方針を定めて、これを町のほうに答申をするというようなこと実際には行っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） そうすると、年1回程度行っていて、少し形式的な協議会になっているかなというような認識があって、新たにそれを廃止して、新たに青少年育成町民会議を立ち上げて、そこでもうちょっと実質的に青少年問題についてしっかり取り組んでいこうと、こういう理解でいいということですか。

○議長（久保谷充君） 生涯学習課長煙川栄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（煙川栄君） お答えいたします。

海野議員のおっしゃるとおりでございます。青少年問題につきましては、時代とともにその内容が変わってきております。また、構成する団体につきましても、高齢化やいろいろな諸問題、悩みや、その団体内でなかなか解決ができないような問題もございます。

そういうようなことで、実務的に話し合う場があったほうがいいのではないかとというような御意見もありまして、今回、このような形にさせていただいております。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第12号については、会議規則第39条第1

項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では付託案件を審査の上、来る3月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第13号	令和2年度阿見町一般会計補正予算（第9号）
議案第14号	令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
議案第15号	令和2年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第16号	令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
議案第17号	令和2年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
議案第18号	令和2年度阿見町下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第8、議案第13号、令和2年度阿見町一般会計補正予算（第9号）、議案第14号、令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、議案第15号、令和2年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第16号、令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、議案第17号、令和2年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）、議案第18号、令和2年度阿見町下水道事業会計補正予算（第4号）、以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第13号から議案第18号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

議案第13号、一般会計補正予算は、既定の予算額から3億5,089万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ222億8,391万5,000円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第7款地方消費税交付金は、決算見込みに合わせて減額。

第16款国庫支出金では、土木費国庫補助金で国の三次補正に伴い、防災安全交付金を増額。

第17款県支出金では、民生費県補助金で国庫補助金への変更により、安心こども支援事業費補助金を減額。

第20款繰入金では、財源調整のため財政調整基金繰入金を減額。

第23款町債では、国の三次補正に伴い、土木債で都市計画街路整備事業債を増額。また、地方消費税交付金など4項目の減収額に対し、令和2年度に限った財源補填措置として減収補填債を新規計上するものであります。

次に、4ページからの歳出であります。第3款民生費では、障害者福祉で利用者の増に伴い、障害者介護給付事業、障害者訓練等給付事業を増額。

第7款土木費では、国の三次補正に伴い、街路事業費で都市計画道路寺子・飯倉線整備事業を増額。

第12款諸支出金では、公共公益施設整備基金費で荒川本郷地区町有地売却予定分を増額するものであります。

このほか、事業清算に伴う各種国庫支出金等返還金を計上、また全般的に事業費の確定等による減額を行っております。

6ページの第2表、繰越明許費につきましては、情報発信推進事業ほか15件について、年度内に事業完了とならないため、翌年度に繰り越すものであります。

7ページの第3表、地方債補正については、減収補填債を追加、また事業費の確定等により保育施設整備事業ほか8件について、限度額を変更するものであります。

議案第14号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額から2億1,537万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ46億9,303万5,000円とするものであります。その主な内容は、保険給付費で実績見込みにより療養給付費及び療養費を減額するもので、その財源として県支出金の保険給付費等交付金を減額するものであります。

議案第15号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額に9,261万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ34億7,570万8,000円とするものであります。その主な内容は、歳入で、第1号被保険者保険料及び前年度繰越金を増額、歳出で、介護給付費準備基金積立金を増額するものであります。

議案第16号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額から722万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ10億1,998万3,000円とするものであります。主な内容は、保健事業費で健康診断と委託料を減額、財源として諸収入及び一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第17号、水道事業会計補正予算は、水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出について1,880万円を増額するものであります。その内容としましては、配水施設改良費で道路の雨水排水整備に当たり、支障となる水道配水管の切廻し工事費となっております。

議案第18号、下水道事業会計補正予算は、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入について、1,394万6,000円を増額するものであります。その主な内容としましては、下水道使用

料を実績見込みにより増額。長期前受金戻入額については、元金償還に充当した一般会計繰入金分相当額を増額するものであります。また、収益的支出について589万4,000円を増額し、その主な内容としましては、処理水量の増により流域下水道維持管理負担金を増額するほか、契約差金等の不用額を減額するものであります。

次に、予算第4条に定めた資本的収入については1億5,524万9,000円を増額し、その主な内容としましては、受益者負担金を実績見込みにより増額するものであります。また、資本的支出について648万9,000円を減額し、その主な内容としましては建設改良事業に係る契約差金等を減額、流域下水道建設費負担金を増額するものであります。

なお、収益的収入及び資本的収入のほか会計負担金、補助金を充当先見直しにより増額または減額しております。また、予算第5条に定めた起債の限度額について、流域下水道建設費負担金の増額に合わせて増額するものであります。

さらに、予算第4条に定めた各補填財源の額、第8条に定めた職員給与費、第9条に定めた他会計からの補助金、第10条に定めた利益剰余金の処分について、予算額の増額または減額に併せて増額または減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案6件については委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） まず、一般会計補正予算の中なんですけども、41ページになります。

その中で、農業振興費ですね。これの一番下の1167農業用ハウス強靱化緊急対策事業があるわけなんですけども、これに関して、今回、全額減額されているかと思うんですね。今回これの需要はなかったわけですか。ちょっとそれお聞かせください。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） お答えさせていただきます。

当初8名の申請を予定しておりましたが、2分の1裏負担分等の支出が困難ということで、全員申請を取り下げたままにして、全額減額ということになりました。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番(永井義一君) ちょっと8名の人が申請をしようと思ったけども、自分で払う分がかなり厳しかった。どのぐらいの被害があつてそういった形になったか分かりますか。

○議長(久保谷充君) 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長(村松利一君) お答えいたします。

事業費につきましては1,801万3,000円ということになります。そして、補助金は2分の1です。約900万8,000円ですか、ということだったんですけど、その裏負担分の捻出が難しいということで皆さん取り下げたということです。

以上です。

○議長(久保谷充君) 10番永井義一君。

○10番(永井義一君) 今のやつは8名の合計でよろしいですか。

○議長(久保谷充君) 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長(村松利一君) すいません、8名の合計でございます。

以上です。

○議長(久保谷充君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(久保谷充君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号から議案第18号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(久保谷充君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では付託案件を審査の上、来る3月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

それではここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時といたします。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

○議長(久保谷充君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第19号 令和3年度阿見町一般会計予算

議案第20号 令和3年度阿見町国民健康保険特別会計予算

- 議案第21号 令和3年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第22号 令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第23号 令和3年度阿見町水道事業会計予算
議案第24号 令和3年度阿見町下水道事業会計予算

○議長（久保谷充君） 次に、日程第9、議案第19号、令和3年度阿見町一般会計予算、議案第20号、令和3年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第21号、令和3年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第22号、令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号、令和3年度阿見町水道事業会計予算、議案第24号、令和3年度阿見町下水道事業会計予算、以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） まず初めに、令和3年度施政方針を申し上げます。

令和3年第1回阿見町議会定例会の開会に当たり、予算の提案に先立ち、令和3年度の町政運営につきまして、所信の一端と主な施策の概要を申し上げます。

昨年は、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染拡大に伴い、日本全国に緊急事態宣言が発出され、長期にわたり外出の自粛や休業要請が行われるなど大変な1年でした。本町においても、学校休業、不要不急の外出自粛、飲食店の時短営業を強いられるなど、町民生活や町内経済に大きな影響を及ぼし、苦渋の決断でありましたが、まい・あみ・まつり、町民運動会、そして新年の出初め式、成人式を中止といたしました。

こうした中、昼夜を問わず第一線で地域医療をお支えいただいている医療従事者の皆様をはじめとしたエッセンシャルワーカーの皆様の大変な御尽力に対し、心より敬意を表します。新年においても、なお事態は好転しておりませんが、ワクチン接種が開始される今年こそ、この困難を乗り越え、新たな一步を踏み出す年になることを期待しております。

さて、私も今年で就任して4年目を迎え、総括の年となりました。これまで全力で取り組んできた24の政策公約については、14の項目が100%、6項目が80%以上の達成率となっており、新年度内には全ての政策が達成できる見通しです。これら政策公約に位置づけた施策は、いずれも持続可能な阿見町の未来を思い描き、取り組んできたものばかりです。

さらに、災害時の業務継続や町職員のワーク・ライフ・バランスを果たすための有効な手法として、就任時よりその実装が必須であると考えてきたテレワークの導入についても、交替勤務、在宅勤務の実施、そして、リモートアクセスが可能なパソコンの導入と、着実に実施体制

の整備を推進してまいりました。図らずもその一つ一つがこのコロナ禍において、本町に求められている取組としての重要性を増していると感じております。

具体的効果の現れの一つが人口です。全国の多くの自治体が人口減に転じる中、本町においては増加傾向が続いており、令和3年1月1日にはついに人口4万8,000人を超えました。

魅力あるまちづくりのための6つの約束と24の政策公約の着実な取組が新たな住宅地の供給やインフラ整備と結びつき、移住・定住先として選ばれていると感じております。

一方、町内部に目を向けますと、昨年は職員の事務ミスが相次ぎました。これまでの組織体制と事務処理の見直しを図り、町政に対する失われた町民の信頼を回復しなければなりません。「過ちて改めざる。これを過ちという」この一文を肝に銘じ、職員間のコミュニケーションを密にし、「事務ミスゼロ」の行政組織を構築してまいります。

昨年は、新型コロナウイルス感染症対策に関する様々な施策に併せ、町民の皆様とお約束した政策公約の施策とともに、皆様からいただいた御意見や現場の声に応えるべく、施策を実施いたしました。

そのいくつかを申し上げますと、まず子育て・教育環境の充実では、子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を図り、少子化対策を推進するため、第3子以降の学校給食費無料化の対象範囲を拡大いたしました。また、国が進めるGIGAスクール構想を積極的に推進するため、1人1台のタブレット端末と高速通信ネットワークの整備を一体的に進め、全ての児童生徒に充実したICT環境を整備するとともに、老朽化が進んでいた竹来中学校の外壁改修と屋上防水工事のほか、舟島小学校のトイレ、冷暖房設備の改修工事を実施いたしました。

地域振興では阿見町商工会と連携し、プレミアム付商品券を発行し、コロナ禍の中で消費が低迷している町内の消費喚起と商業振興に取り組みました。また、町内の事業経営者や農業者、町内の工業団地に立地する企業等と連携して取り組んでいるふるさと納税制度においては、阿見町ならではの魅力を発信していける返礼品を充実させ、100品目を超えました。

広報・広聴活動では、コロナ禍において町民の皆様への情報発信の重要性を再認識し、新型コロナウイルス感染症情報をはじめ、災害・防犯情報などの緊急情報をいち早く、より確実に届けるあみメールの普及のため、より多くの町民があみメールに登録していただくために、登録キャンペーンを実施いたしました。

町民参加では、地域予算制度の取組といたしまして、令和3年度からの本格実施に先立ち、モデル地区として実穀地区・吉原地区において、今後の地域づくりや地域課題の解決策を生み出す場として先行して地域づくり会議を設置し、課題解決とコミュニティの形成に向け取り組みました。

危機管理では、コロナ禍における避難所運営において、感染症拡大防止及び生活環境の改善を図るために必要な避難テントとエアベット等の物資を整備いたしました。また、様々な企業・団体と災害時応援協定を締結いたしました。

このほかにも、待機児童の解消、病児保育・高齢者施設・障害者施設の整備など、様々な課題や町民のニーズに対応した取組を進めてまいりました。

コロナ禍で、多くの町民が不安な日々を送っています。こうした状況下において、感染防止対策に全力で取り組むのは当然ですが、町民生活と町内経済を維持する対策が重要です。感染防止対策と社会経済活動の両立は難しいかじ取りではありますが、何としてもやり遂げなければならないと考えております。引き続き、町民の皆様と力を合わせて、オール阿見で乗り越えてまいります。

それでは、令和3年度に実施する主な施策につきまして、第6次総合計画後期基本計画に位置づける「参加」「支え合い」「賑わい」の3つの重点テーマと、各テーマに沿った6つの重点プロジェクトに関する施策を中心に、その概要を御説明いたします。

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、町民生活、町内経済への影響を十分注視しつつ、国県の動向を見極めながら適時的確な施策を積極的に推進してまいります。さらに、出産・子育て支援、持続可能な地域づくりといった各分野において、これまで以上に連携を意識しながら町政発展のために全力で取り組んでまいります。

初めに、1つ目のテーマである「参加」における、地域力を育むプロジェクトについてであります。町民の自立的、主体的なまちづくりの機運を高め、誰もがいきいきと活躍できる持続可能なまちづくりの実現に向け、地域力を育む取組を推進してまいります。

そのための、誰もが主役になれるまちづくりを推進する取組としては、町民の皆様がまちづくりに参画するきっかけをつくる町民討議会を継続して実施するとともに、従来の行政のやり方だけでは対応できていない地域課題を地域の皆さんで話し合い、その解決策を実現していく地域予算制度について、町内8地区に地域づくり会議を設置し、話し合いを通じて地域の課題解決を行ってまいります。

広報活動の充実としましては、誰もが必要な情報を簡単に分かりやすく入手できるように、町公式ホームページをリニューアルさせ、シティプロモーションサイトに構築し、さらなる情報発信の強化により、阿見町の魅力の発信に取り組んでまいります。

財政規律を守るまちづくりを推進する取組としては、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の安全・安心な利用環境を確保しながら、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行ってまいります。さらに、将来の公共施設大規模改修や建て替えに備え、公共公益施設整備基金を積み立ててまいります。

また、ふるさと納税の返礼品をより充実させるとともに、寄附をされた方との継続的なつながりと共感を大切にしながら、より多くの方に本町を応援していただけるよう、農業者、商工業者、関係機関等の多様な事業者と連携し、特産品を新たに開発することで、返礼品の充実に努め、まちの魅力の発信に取り組んでまいります。

続いて、「参加」のテーマにおける、町民・企業・行政等の連携・協働促進プロジェクトについてであります。町内のあらゆる人が活躍して地域全体を活性化するため、町民の社会参加に加えて、地域経済に付加価値を生み出す企業、専門性を持った大学等との連携強化を推進してまいります。

そのための、地域振興につながるまちづくりを推進する取組としては、農業分野において茨城大学及び東京農業大学との連携により、大学が有する専門的知的財産等の強みを活かし、地域資源を活用した新商品開発、地域農業における課題解決の検討などの取組の強化を図るとともに、交流人口の拡大を目指すグリーンツーリズムの推進に向けた調査研究を実施してまいります。

生涯活躍できるまちづくりを推進する取組としては、改修工事が完了する旧吉原小学校が4月から地域住民の交流を目的とした吉原交流センターとして運営を開始いたします。

さらに、旧実穀小学校においては地域コミュニティの拠点施設として再整備するため、地域のニーズを踏まえ具体的な整備内容を決定し、改修工事を進めてまいります。

続いて、2つ目のテーマである「支え合い」における、子供の成長や若者の活躍を支えるプロジェクトについてであります。出産や子育ての支援、安心して学べる教育環境の充実に取り組み、学校や家庭、地域全体で子供の成長を見守り、安心して子育てができ、若者の活躍を支えるまちづくりを推進してまいります。

そのため、出産や子育てを支えるまちづくりを推進する取組としては妊娠・出産を希望する方を支援し、その希望をかなえるため、これまでの特定不妊治療への助成に男性不妊治療を加えるとともに、妊娠後に流産を繰り返してしまう不育症に関する検査や治療に対する助成を国の制度と併せて支援してまいります。子育て支援のさらなる充実に向けては、病児保育施設を整備し、子育て世代の仕事と子育ての両立を支援いたします。

また、幼児の虫歯予防を推進するため、町内の保育園、幼稚園等での幼児の集団生活場でのフッ化物洗口導入の促進に取り組んでまいります。

待機児童解消に向けた取組としては、引き続き保育士等処遇改善、助成金による民間保育士の確保に努めるとともに、新たに開設される民間保育施設及び認定こども園を支援してまいります。

未来への投資を行うまちづくりを推進する取組としては、家庭教育への支援として、ふるさ

と納税の寄附金等を財源とした「あみ人材育成基金」を活用し、経済的な支援を必要とする若い世代を応援していくため、奨学金返還支援補助金及び人材育成海外留学奨学補助金により、地域を担う人材育成を図ってまいります。

教育の現場においては、多様化・複雑化する課題に対応するため、専門性を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校対策指導員の配置を継続させることで、悩みや不安を抱える児童生徒や保護者に加え、教職員に寄り添った支援を行ってまいります。

続いて「支え合い」のテーマにおける、町民の暮らしを支えるプロジェクトについてであります。町民や地域、行政等が互いに支え合い、高齢者や障害者に優しく、町民誰もが地域の中で安全に安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

お互いに支え合うまちづくりを推進する取組としては、高齢者福祉の充実に向けて特別養護老人ホームの開設により、入所待機者の解消に努めるとともに、災害時に福祉避難所となる総合福祉会館の機能強化を図るために、非常用電源等の整備を進めてまいります。

さらに高齢者の生活支援の取組として、身近な場所に食料品などの生活に必要なものを購入できる店舗がない地域において、移動手段を持たない高齢者等の買物を支援するため、民間事業所と連携し、移動販売車の運行事業の支援を継続してまいります。

交通体系・公共交通の充実を推進する取組としては、高齢者や車を持たない方の町内での買物や通院などの移動手段として運行しているデマンドタクシーあみまるくんについては、よりよい運行体制の見直しを図ってまいります。

また、円滑な移動が確保できる地域公共交通ネットワークの構築を目指し、阿見町地域公共交通計画を策定し、さらなる公共交通の利便性の向上を図り、地域の生活を支える公共交通体系の構築を進めてまいります。

危機管理ができるまちづくりを推進する取組としては、近年、首都直下地震の発生や大型台風、ゲリラ豪雨などの災害への備えが急務となっており、町民の自助と共助による災害対応力の強化を図るため、自主防災組織の育成と地区防災計画の作成を支援してまいります。また、防災施策のマスタープランとなる阿見町地域防災計画について、災害等の教訓や国、県の防災関係法令等の修正を踏まえ、防災体制及び防災施策の充実を図るため見直しを行ってまいります。さらに、役場職員による消防部を編成し、消防署の活動をサポートして、地域防災の充実と消防団の防災力の強化を図ってまいります。

防犯対策を推進する取組としては、本町で多発している自動車盗難被害を未然に防止するため、ハンドロック等の盗難防止装置の購入支援をしてまいります。

最後に、3つ目のテーマである「賑わい」における、霞ヶ浦等の地域資源を活かした交流プロジェクトについてであります。霞ヶ浦の水辺や自然環境、農産物等の地域資源を活かした新

たな観光の創出や特産品の開発等に取り組み、まちの魅力を積極的に発信していくことで、広域的な広がりを持った交流を生み出すまちづくりを推進してまいります。

そのための霞ヶ浦を核として交流するまちづくりを推進する取組としては、つくば霞ヶ浦りんりんロードがナショナルサイクルルートとして認定され、サイクリングを楽しむ機運が高まっており、国内外から多くのサイクリスト等の来訪が期待されるため、来訪者の町内周遊につながる情報発信を行うとともに、安全な走行環境を確保するため安全対策を行ってまいります。

また、国体セーリング競技の会場跡地に残る栈橋、スロープ等の施設について、阿見町が誇るすばらしい霞ヶ浦の自然環境を誰もが安心して楽しめる場となるよう、有効的な利活用の検討を進めてまいります。

地域資源を活かし発信するまちづくりを推進する取組としては、阿見町観光プロデュース推進事業を継続して実施し、阿見町らしい観光資源の発掘とブランド化を図ってまいります。

また、農業面では、農業者の高齢化、後継者不足等の影響により、耕作放棄地の拡大が緊急の課題となっております。このような中、町では新たな畑作物の産地振興策と耕作放棄地解消策の一環として、需要動向の高い常陸秋そば、カンショを重点品目として位置づけ、関係機関と連携し、産地化へ向けて、野菜等産地化推進事業により生産者への支援を行ってまいります。

さらに、グリーンツーリズムの推進につきましては、新たな受入れ拠点の発掘と人材の育成確保、地域資源を活用したモデル事業として農業体験等を継続するとともに、東京農業大学と連携し、ビジネスプランの確立に向けた調査研究に取り組んでまいります。

続いて、「賑わい」のテーマにおける、地域経済の活力向上プロジェクトについてであります。首都圏へのアクセスのよさを活かし、新たな産業の振興や雇用促進を図るとともに、良好な住環境整備による定住促進に取り組み、地域経済の活性化を図ってまいります。

そのための地域経済を活性化するまちづくりを推進する取組としては、町内の個人消費を喚起し、商業の振興と活性化を図るため、阿見町商工会が実施するプレミアム付商品券事業を支援するとともに、商工まつりやスイーツフェアなど、事業についても継続的に支援を行い、商工業の活性化を図ってまいります。さらに、地域資源を活かした新商品開発への支援として、新商品開発支援事業を継続して実施してまいります。

町内への定住を促進するための良好な受皿を確保するまちづくりを推進する取組としては、阿見吉原地区において、圏央道の阿見東インターチェンジに隣接するという絶好の立地条件を活かし、茨城県と連携して積極的な企業誘致等に取り組んでまいります。

また、民間活力による住宅地開発等が進む荒川本郷地区について、土地利用計画が進んでいるエリアの事業者や地権者等とともに、良好なまちづくりに取り組んでまいります。このほか、圏央道の県内4車線化及びアクセス道路の整備による今後の牛久阿見インターチェンジ周辺の

利便性を高めることが予想されることから、インターチェンジを中心とした広域的な生産、流通系の土地利用を検討するため、牛久阿見 I C 周辺開発事業としてまちづくりの基本調査を実施いたします。都市基盤の軸となる幹線道路ネットワークの整備につきましては、町の東西市街地を連結する都市計画道路寺子・飯倉線の整備を推進してまいります。

上水道につきましては、管渠も含めた配水管施設等の耐震化及び更新計画に基づき、水道事業の財政計画となる経営戦略に基づき整備してまいります。

以上、令和 3 年度町政運営の所信の一端と主な施策の概要を申し上げます。

私は就任直後から心を込めて町民と語り合い、そして現場確認を積極に実施し、全力投球で課題に向き合い、施策に取り組んでまいりました。まちづくりは行政だけで進めることはできません。様々な地域課題に対して、行政だけではなく町民の皆様と一緒に知恵を出し、ともに取り組み、行動に移していくことが重要であります。

令和 3 年度は、第 6 次総合計画後期基本計画の 3 年目に当たります。計画の目標達成に向けては、感染症対策と社会経済活動の両立にしっかりと取り組みながら、安全安心な町民生活の確保に必要な事業を着実に進めてまいります。将来を担う子どもたち、そして将来の世代まで幸せに暮らせていける、未来に責任を持てる魅力あるまちづくりを実現するため、私はもとより、全職員が一丸となって取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆様の一層の御支援御協力をお願い申し上げます、令和 3 年度の施政方針といたします。

続きまして、議案第 19 号から議案第 24 号までの令和 3 年度一般会計ほか 5 件の予算について概要を申し上げます。

議案第 19 号の一般会計予算は 169 億 7,900 万円で、0.1%の増。

議案第 20 号、国民健康保険特別会計予算は 48 億 7,700 万円で、0.6%の減。

議案第 21 号、介護保険特別会計予算は 36 億 1,400 万円で、7.6%の増。

議案第 22 号、後期高齢者医療特別会計予算は 10 億 5,200 万円で、5.6%の増。

議案第 23 号、水道事業会計予算は 17 億 2,800 万円で、5.5%の増。

議案第 24 号、下水道事業会計予算は 29 億 3,200 万円で、12.4%の増となっております。

以上、当初予算概要について申し上げますが、詳細につきましては担当部長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第 19 号についての説明を求めます。

総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君） 議案第19号，令和3年度阿見町一般会計予算の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳入歳出事項別明細書により，その主な内容を申し上げます。11ページをお開きください。まず，歳入であります。

第1款町税から御説明いたします。

第1項町民税は第2目法人町民税で税率引下げ及び新型コロナウイルス感染症の影響により，21.9%の減。町民税全体では3.5%の減額計上。

第2項固定資産税では，01土地で1.9%の増，02家屋で4.2%の減。固定資産税全体では2.6%の減額計上，町税全体では2.3%の減額計上となっております。

次に，13ページ下段の第11款地方特例交付金，第2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は新規計上で，令和3年度の固定資産税の特例による減収分に対する補填となります。

14ページの第12款地方交付税は，01普通交付税が臨時財政対策債の増などにより10.9%の減。地方交付税全体では21.1%の減額計上となっております。

次に，16ページ，中段からの第16款国庫支出金は，第1項国庫負担金で第2目衛生費国庫負担金の第1節保健衛生費負担金で，17ページの02新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金の皆増などにより13.8%の増額計上。国庫支出金全体では30.6%の増額計上となっております。

次に，18ページ下段からの第17款県支出金は，19ページからの第2項県補助金で，第2目民生費県補助金の第1節老人福祉費補助金，地域医療介護総合確保基金事業補助金の皆減などにより25.4%の減額計上。県支出金全体では5.0%の減額計上となっております。

次に22ページ，第20款繰入金は，第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金の減などにより25.5%の減額計上。

26ページの第23款町債は，第6目臨時財政対策債が増の増額となる一方，第2目衛生債でクリーンセンター改修事業債の減，第5目教育債で学校施設整備事業債の皆減などにより3.6%の減額計上となっております。

続きまして，歳出について御説明いたします。

29ページからの第2款総務費について申し上げます。

第1項総務管理費，36ページからの第4目文書広報費は1111広報活動費で，ホームページ改修委託料の皆増などにより42.6%の増額計上。

46ページからの第9目電子計算費は，47ページの1112行政情報ネットワーク運営事業で，テレワーク対応経費などの増により7.5%の増額計上。

67ページからの第4項選挙費は、第2目衆議院議員総選挙費、68ページの第3目茨城県知事選挙費、69ページの第4目阿見町長選挙費がそれぞれ皆増となっております。

71ページからの第5項第2目基幹統計調査費は、国勢調査事業の皆減などにより91.4%の減額計上。総務費全体では10.1%の増額計上となっております。

次に、72ページからの第3款民生費について申し上げます。

第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は75ページの1121介護保険特別会計繰出金で、介護給付費繰出金の増などにより2.9%の増額計上。第2目老人福祉費は77ページの1111高齢福祉事務費で、特別養護老人ホーム建設に関わる地域医療介護総合確保基金事業補助金の皆減などにより37.6%の減額計上。

93ページからの第2項児童福祉費第4目保育所費は、98ページの1116保育施設整備事業で、民間保育所整備事業費補助金の皆増などにより12.2%の増額計上。民生費全体では4.6%の増額計上となっております。

次に、102ページからの第4款衛生費について申し上げます。

第1項保健衛生費第2目予防費は、106ページの1120新型コロナウイルスワクチン接種事業の皆増などにより116.1%の増額計上。

109ページからの第2項清掃費第2目塵芥処理費は、1112クリーンセンター維持管理費で、クリーンセンター改修工事の減などにより43.4%の減額計上。衛生費全体では19.4%の減額計上となっております。

次に、117ページからの第5款農林水産業費について申し上げます。

第1項農業費、125ページからの第5目農地費は、1111農業基盤整備事業で、飯倉地内配水管維持補修工事の皆減などにより21.8%の減額計上。農林水産業費全体では11.9%の減額計上となっております。

次に、126ページからの第6款商工費について申し上げます。

第1項商工費第2目商業振興費は、129ページの1112阿見東部工業団地阿見吉原地区企業誘致事業で、立地企業に対する奨励金の減などにより54.3%の減額計上。商工費全体では41.9%の減額計上となっております。

次に、131ページからの第7款土木費について申し上げます。

136ページの第4項都市計画費第3目公園費は、140ページの1123公園緑地整備事業の皆増などにより15.5%の増額計上。141ページからの第4目都市排水料費は、1111都市排水路整備事業で、調整地整備工事の皆増などにより211.6%の増額計上。土木費全体では16.5%の増額計上となっております。

次に、149ページからの第9款教育費について申し上げます。

第1項教育総務費第2目事務局費は、1111事務局事務費で、150ページのICT支援業務委託料の皆増などにより11.9%の増額計上。

165ページからの第3項中学校費第1目学校管理費は、168ページになりますが、1117学校施設整備事業で、竹来中外壁屋上防水改修工事の皆減などにより62.0%の減額計上。

172ページからの第4項社会教育費第3目公民館費は、186ページ、1711地区公民館整備事業で、旧吉原小地区公民館整備工事の皆減などにより61.4%の減額計上。190ページからの第5目図書館費は、191ページの1113図書館維持管理費で、屋上防水改修工事の皆増などにより106.5%の増額計上。教育費全体では20.2%の減額計上となっております。

203ページからの第11款公債費は、第1目元金が9.0%の増額計上、第2目、204ページの利子が4.2%の減額計上、公債費全体では8.3%の増額計上となっております。

204ページからの第12款諸支出金は、第2目公共公益施設整備基金費の増などにより、諸支出金全体で83.2%の増額計上となっております。

以上で、令和3年度一般会計予算の御説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久保谷充君） 次に、議案第20号についての説明を求めます。

保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 議案第20号、令和3年度阿見町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書217ページをお開きください。

令和3年度の予算総額は48億7,700万円で、前年度と比較しまして0.6%の減額となっております。これは、歳入歳出とも国保税調定、保険給付費、事業費納付金など数年の実績内容や制度改正に伴う変更など、それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入部分から御説明いたします。

223ページをお開きください。

第1款国民健康保険税は、前年度と比較しまして一般被保険者で2.5%減、退職被保険者で76.1%減、合計2.5%の減となっております。これは、国保被保険者の加入状況や被保険者の所得の状況等を勘案し軽減額等を考慮した結果、現状での徴収見込額を計上したものです。医療給付費、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも、現在の賦課状況により見込額を計上したものであります。

224ページをお開きください。

第4款県支出金第1項県補助金第1目保険給付費等交付金につきまして、普通交付金は保険給付に係る必要額を全額県から交付されるものとなっております。特別交付金は、市町村の特別な事情がある場合に考慮して交付されるもので、前年度と比較しまして5.5%の増額となっ

ております。

第2項財政安定化基金交付金につきましては、科目計上となっております。

第6款繰入金につきましては、前年度と比較しまして1.7%の減額計上となっております。一般会計からの繰入れの主なものとしまして、保険基盤安定、職員給与費等及びその他繰入金として、保険事業費経費などとなっております。

226ページをお開きください。

第9款町債第1項財政安定化基金貸付金につきましては、科目計上となります。

次に、歳出部門の主な項目につきまして御説明いたします。

227ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務費などに係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして7.3%の減額となっております。

230ページをお開きください。

第2款保険給付費につきましては、近年の被保険者の加入状況や医療費歳出状況などを勘案して計上し、一般及び退職療養給付費並びに高額療養費や出産育児一時金などに対処するものであります。

233ページをお開きください。

第3款国民健康保険事業費納付金につきましては、前年度と比較しまして1.6%の減額となっております。

第1項医療給付費分、第2項後期高齢者支援金等分ともに、退職被保険者がいないため予算計上なしとし、過年度分の精算のために第4項を設定するものであります。

235ページをお開きください。

第4款保健事業費につきましては、人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制制度啓発のための諸経費や、特定健康診査等事業費として健康診査委託料などを計上していますが、第2期データヘルス計画書に基づきデータを活用し、各保健事業を実施していくもので、前年と比較しまして3.0%の減額計上となっております。

以上で説明のほうを終わります。よろしく願いいたします。

○議長（久保谷充君） 次に、議案第21号についての説明を求めます。

保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 続きまして、議案第21号令和3年度阿見町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の245ページをお開き願います。

令和3年度介護保険特別会計の予算総額は36億1,400万円で、前年度と比較しまして7.6%の

増となっております。これは、高齢化の進展に伴う要介護認定者の増、介護老人福祉施設の新たな開設などによる介護保険給付費の増額によるものであります。歳出の約94.4%を占める保険給付費の財源につきましては、歳入における国、県の負担金、第2号被保険者の保険料である支払い基金からの交付金及び65歳以上の第1号被保険者の保険料により賄われます。

では、主な項目につきまして、歳入から御説明いたします。

253ページをお開き願います。

介護保険制度の給付に必要な財源は、利用者の1割負担のほかに、50%を公費、残り50%を40歳以上の被保険者の保険料で賄います。公費の内訳は国25%、県12.5%、市町村12.5%であり、国の負担のうち、約5%は市町村間の財政力の格差を調整する調整交付金として交付されます。

まず、第1款保険料では、65歳以上の第1号被保険者の数の増加により、5.5%の増額計上。

第3款国庫支出金では、保険給付費給付に要する費用の20%を国の法定負担分とする介護給付費負担金、並びに地域支援事業に係る交付金においては、保険給付費総額の増により増額となります。

市町村間の財政力の格差を調整するために、第1号被保険者の75歳以上の高齢者の比率や所得水準の格差等に基づき交付される調整交付金の増額、及び介護予防・健康づくりへの取組に対して、介護保険保険者努力支援交付金の交付により7.4%の増額計上。

第4款支払基金交付金では、保険給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費に関わる27%分が社会保険診療報酬支払い基金から交付されるもので、8%の増額計上。

第5款県支出金では、保険給付費及び地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業の12.5%、並びに地域支援事業の包括的支援事業任意事業費の19.5%が国の法定負担分であり、9.6%の増額計上。

255ページ、第7款繰入金の第1項一般会計繰入金では、町の法定負担分12.5%の介護給付費繰入金及び地域支援事業繰入金、保険料を充当することのできない事務費等一般会計繰入金が合計で9.3%の増額計上としております。

次に、歳出について御説明いたします。

257ページをお開き願います。

第1款総務費の第1項総務管理費では、職員給与関係経費及び介護保険事務に要する経費を計上しているものです。

258ページの第2項徴収費では、保険料の負担徴収に関わる経費を計上しているもので、20.2%の増額計上。

259ページ、第3項介護認定審査会費では、介護認定審査会費及び認定調査などに要する経

費を計上しているもので、1.4%の減額計上。

260ページ、第4項趣旨奨励費では、介護保険制度の周知に要する経費を計上しているもので、5.3%の増額計上。

第5項計画策定委員会費では、老人福祉計画介護保険事業計画策定の終了により90.4%の減額計上。総務費全体では4%の減額計上となります。

次に、第2款保険給付費ですが、261ページから262ページの第1項介護サービス等諸費では、介護サービス利用者の増加が見込まれることから全体的には増加傾向にあり、主なサービスでは、新たに介護老人福祉施設が開設したことにより、施設介護サービス費が21.9%の増、居宅介護住宅改修費10.7%の増、居宅介護サービス計画給付費が4.4%の増額となり、全体で7.8%の増額計上。

262ページから264ページの第2項介護予防サービス等諸費では、介護予防サービス給付費が6.6%の増、介護予防サービス計画費が9.9%の増、全体で5.6%の増額計上、保険給付費全体では8.1%の増額計上となっています。

264ページの第4項高額介護サービス等費では、11.4%の減額計上。

265ページ、第5項高額医療合算介護サービス費においては、1.6%の減額計上。

265ページから266ページの第6項特定入所者介護サービス等費では、施設サービス利用者の居住費及び食費の負担が低所得者にとって過重な負担とならないよう負担限度額を設け、その差額について公費負担するもので、16.6%の増額計上となっております。

266ページからの第4款地域支援事業につきましては、第1項介護予防生活支援サービス事業費では、要支援者等の通所訪問サービスの適用で1.2%の増。

267ページから268ページ、第2項一般介護予防事業費では、高齢者の介護予防に取り組む費用を計上しています。

268ページから271ページの第3項包括的支援事業・任意事業費では、1.5%の増となっております。地域支援事業全体では、1.3%の増額計上となっております。

以上で説明のほう終えます、よろしく願いいたします。

○議長（久保谷充君） 次に、議案第22号についての説明を求めます。

保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 続きまして、議案第22号、令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書279ページをお開きください。

令和3年度の予算総額は10億5,200万円で、前年度と比較しまして5.6%の増となっております。これは、歳入歳出とも前年度の実績内容などから、それぞれに勘案計上を行ったものであ

ります。

それでは、主な項目につきまして、歳入部門から御説明いたします。

285ページをお開きください。

第1款保険料につきましては、前年度と比較しまして10.7%の増額計上となっております。

第3款繰入金につきましては、職員給与費等、事務費等、保険料軽減に係る保険基盤安定、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分を一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較しまして1.8%の増額計上となっております。

それでは次に、歳出の主な項目につきまして御説明いたします。

287ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務に係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして21.9%の増額計上となっております。

288ページをお開きください。

第2款納付金につきましては、町が徴収した保険料軽減に係る保険基盤安定分、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分など、茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、前年度と比較しまして5.3%の増額計上となっております。

第3款保健事業費につきましては、高齢者健診及び人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制のための委託料や諸経費を計上しているもので、前年度と比較しまして0.5%の減となっております。

以上で説明のほうを終わります。よろしく願いいたします。

○議長（久保谷充君） それではここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第23号についての説明を求めます。

産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） それでは、議案第23号、令和3年度阿見町水道事業会計予算の内容について御説明いたします。

公営企業会計予算書の1ページをお開きください。

第2条業務の予定量につきましては、（1）給水戸数を1万8,487戸、（2）年間総給水量を430万9,700立方メートルと見込んでおります。また、（4）主な建設改良工事につきまして

は、配水管新設工事が3億3,766万円となっております。

次に、第3条の収益的収入及び支出について申し上げます。収入の予定額につきましては、第1款水道事業収益が前年度比2.5%増の12億3,271万9,000円となっております。増の主な理由は給水収益の増益であり、3.7%増の10億5,100万1,000円となっております。

支出の予定額につきましては、第1款水道事業費用が前年度比6.8%増の11億6,434万8,000円となっております。

第1項、営業費用につきましては、主な支出は県企業局に支払う受水費3億6,300万円及び減価償却費3億4,502万5,000円であり、7.0%増の11億4,467万6,000円となっております。増の主な理由は、特別修繕引当金2,700万円及び高架水槽撤去工事費3,200万円の皆増によるものです。

次に、第4条の資本的収入及び支出について申し上げます。収入の予定額につきましては、第1款資本的収入第3項企業債で、起債借入額の皆増により、前年度比247%増の1億4,891万5,000円となっております。

支出の予定額につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費で、配水施設拡張費の増により前年度比3.1%増の5億6,340万1,000円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億1,448万6,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,169万2,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額703万1,000円、過年度分損益勘定留保資金3億7,576万3,000円で補填してまいります。

最後に、2ページをお開きください。

第7条議会の議決を得なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費で3,009万4,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷充君） 次に、議案第24号についての説明を求めます。

産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） 続きまして、議案第24号、令和3年度阿見町下水道事業会計予算の内容について御説明いたします。

公営企業会計予算書の25ページをお開きください。

第2条業務の予定量につきましては、1、公共下水道事業（1）水洗化戸数を1万5,610戸、（2）年間配水量を717万7,000立方メートルと見込んでおります。また、（4）主要な建設改良事業につきましては4億6,180万円となっております。

次に、農業集落排水事業（1）水洗化戸数567戸、（2）年間処理水量を19万3,081立方メー

トルと見込んでおります。また、（４）主要な建設改良事業につきましては7,857万円となっております。

次に、第３条の収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第１款下水道事業収益で前年度比5.1%増の18億8,298万4,000円となっております。なお、第１項営業収益につきましては、主な収入は下水道使用料であり、17.1%増の10億2,236万3,000円となっております。

支出の予定額につきましては、第１款下水道事業費用で、前年度比8.3%増の17億574万5,000円となっております。第１項営業費用につきましては、主な支出は流域下水道維持管理費負担金４億7,368万2,000円及び減価償却費７億8,797万2,000円であり、11.6%増の15億7,636万1,000円となっております。

次に、第４条の資本的収入及び支出について申し上げます。収入の予定額につきましては第１款資本的収入で、主に筑見地区の污水管整備等に伴う国庫補助金や、企業債の増額により前年度比78.2%増の８億4,310万3,000円となっております。

支出の予定額につきましても、第１款資本的支出で、主に筑見地区の污水管整備工事着手及び農業集落排水管路切り回し工事等により、前年度比18.6%増の12億2,622万6,000円となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する３億8,312万3,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,239万4,000円、当年度分損益勘定留保資金１億4,008万4,000円、当年度利益余剰金処分別１億5,484万5,000円、第３条で借り入れる企業債6,580万円相当額で補填してまいります。

最後に、26ページをお開きください。

第８条議会の議決を得なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費の4,999万3,000円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（久保谷充君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案６件については委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております。議案第19号から議案第24号については、全議員をもって構

成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員は全員協議会室において、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

会議の再開は、予算特別委員会の委員長、副委員長が決まり次第、再開いたします。

午後 1時09分休憩

午後 1時17分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

阿見町予算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（久保谷充君） 予算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を行います。

事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（小倉貴一君） それでは御報告いたします。

予算特別委員会の委員長は海野隆議員、同じく副委員長は石引大介議員です。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 以上で、予算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を終わります。

予算特別委員会では付託案件を審査の上、来る3月19日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第25号 財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第10、議案第25号、財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第25号の財産の取得（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年度小学校等に入学する児童を対象にランドセルを支給するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

納入期間は、令和3年4月1日から令和4年1月31日までであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君） 条例提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第25号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月19日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第26号 土地の処分について

議案第27号 土地の処分について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第11、議案第26号、土地の処分について、議案第27号、土地の処分について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第26号の土地の処分について，提案理由を申し上げます。

本案は，荒川本郷地区の町有地を売払いするものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

仮契約日は令和3年2月12日であります。

内容につきましては，お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして，議案第27号，土地の処分について，提案理由を申し上げます。

本案は，荒川本郷地区の町有地を売払いするものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

仮契約日は令和3年2月15日であります。

内容につきましては，お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会の付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第26号から議案第27号については，会議規則第39条第1項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では，付託案件を審査の上，来る3月19日の本会議において，審査の結

果を報告されるようお願いいたします。

議案第28号 町道路線の廃止について

議案第29号 町道路線の認定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第12、議案第28号、町道路線の廃止について、議案第29号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第28号の町道路線の廃止について及び第29号の町道路線認定について、提案理由を申し上げます。

議案第28号は、道路の機能が失われ一般交通の用に供する必要がなくなった町道の払い下げ及び町道路線の始点終点の位置を修正するため、町道路線を廃止するものであります。

議案第29号は、議案第28号で廃止する路線について、当該路線の始点終点の位置を修正し、改めて町道路線として認定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第28号から議案第29号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月19日の本会議において、審査の結

果を報告されるようお願いいたします。

-
- | | |
|--------|--------------------------------|
| 議案第30号 | 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて |
| 議案第31号 | 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて |
| 議案第32号 | 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて |
| 議案第33号 | 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて |
| 議案第34号 | 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて |
| 議案第35号 | 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて |

○議長（久保谷充君） 次に、日程第13、議案第30号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第31号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第32号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第33号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第34号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第35号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、以上6件を一括議題いたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第30号から議案第35号までの阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

阿見町政治倫理審査会の委員は、阿見町政治倫理条例第6条第3項の規定により、地方自治の本旨に理解があり、かつ、政治倫理等の審査に関し専門的知識を有する者、または地方自治法第18条に定める選挙権を有する町民で公募に応じた者のうちから、いずれも議会の同意を得て町長が委嘱することになっており、委員の任期は2年となっております。現在6名の委員が在任しており、本年3月31日で任期満了となります。

当該委員のうち、専門的知識を有する中島紀一氏、伊藤富美子氏、八木健治氏につきましては、人格、識見ともに優れており最適任であることから、引き続き委嘱したいと考えております。

川村清氏につきましては、これまで委員として熱心に取り組んでいただきましたが、御本人の意向により、本年3月31日の任期満了をもって退任される予定となっております。したがって、後任としまして高橋大輔氏を選任したいと考えております。高橋氏は、茨城大学の准教授であり、人格、識見ともに優れ、また、委員の年齢構成のバランスをとる上でも最適任であると考えております。

また、村木貞之氏、太刀沢貫氏は、一般公募の応募者として選考した結果、人格、識見ともに優れており適任であることから、引き続き委嘱したいと考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案6件については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案6件は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第35号については、原案どおり同意することに決しました。

散会の宣告

○議長（久保谷充君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 1時30分散会

第 2 号

[3 月 3 日]

